

宮城県美術館 第2次住民訴訟

仙台市民オンブズマン 齋藤 拓 生
弁 護 士

1 宮城県美術館については、現地改修ということが決まっていたのですが、村井知事は、2019年になって、突如、仙台医療センター跡地において、宮城県民会館、宮城県民間非営利活動プラザ及び宮城県美術館の3施設を「集約・複合化」の方針を打ち出しました。3施設を「集約・複合化」して、総床面積が、従来の3施設の床面積の合計よりも少なくなれば、国からの補助金が交付され、県費の支出を抑えることができるというのがその理由です。

しかし、宮城県美術館は、前川國男さんが設計した極めて文化的価値が高い建物であり、コンクリートの寿命も50年は残っており、それを取壊して移転することはあまりにも無謀な計画でした。当然、県民から、強い反対の声が上がり、村井知事は、宮城県美術館を取壊し・移転して、3施設を「集約・複合化」する計画の断念に追い込まれました。

2 村井知事の無謀な計画を阻止できたのはよかったのですが、問題は、宮城県が、2020年8月、3624万5000円もの巨額の税金を投入して、株式会社日本総合研究所との間で、美術館の現地改修と3つの施設の「集約・複合化」することのメリット・デメリットを分析・検討することを内容とする業務委託契約を締結したことにあります。

問題点は、2つです。1つは、メリット・デメリットの分析・検討は、審議会の意見や県議会での議論を踏まえて、宮城県が行うことが可能であり、日本総研への業務委託は必



要がなかったということです。もう1つは、日本総研の分析・検討結果は、不十分・不完全なものであり、宮城県が3624万5000円もの委託料を支払うのに値しないということです。

3 仙台市民オンブズマンでは、第1の問題（契約は不必要）について、2020年12月25日、住民訴訟を提起しましたが、仙台地裁は、知事の裁量の範囲内であるとして、請求を棄却しました。控訴しましたが、仙台高裁も請求を棄却しました。もっばら事実認定が問題

オンブズマン

No.55 / 2024年12月20日(金)

発行 仙台市民オンブズマン
仙台市民オンブズマンタイアップグループ

〈事務局〉 仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル4F
宮城地域自治研究所内
TEL (022)227-9900 FAX (022)227-3267
<http://sendai-ombuds.net/>
e-mail:s-ombuds@nifty.com

となる事案であることから、最高裁判所への上告はしませんでした。

- 4 その後の2022年3月24日、第2の問題（日本総研の分析・検討結果が不十分・不完全）について、第2次住民訴訟を提起して、現在、仙台地裁で裁判が進行しています。第2次住民訴訟では、オンブズマンは、長町利府活断層帯の真上に位置する仙台医療センター跡地に宮城県美術館を移転することの問題点についての日本総研の分析・検討が極めて不十分・不完全であることを強く主張しています。

長町利府活断層帯の真上に位置する仙台医療センター跡地に宮城県美術館を移転すれば、著名な美術品の貸出を受けることができなくなり、美術館として存立することは不可能となります。にもかかわらず、日本総研のその点についての分析・検討は極めて不十分・不完全でした。

活断層の問題について、オンブズマンでは、

京都大学名誉教授の釜井俊孝先生にそのことに関する意見書を作成していただきました。釜井先生は、意見書で、「断層帯の実態及び災害リスクに関し、今回のメリット・デメリット分析の調査レベルは、一般的な技術的調査と比較して、相当低いことがわかった。なかでも、地学リテラシーの欠如は深刻である。さらに、参考文献リストの欠陥は、宮城県と（株）日本総研による報告書が、技術文書としての基本的な要件すら満たしていない事を示している。以上の諸点から、長町-利府線断層帯という視点からのみであるが、今回のメリット・デメリット分析の品質は、行政の文書としては不十分なものと言わざるを得ない。」と断じています。裁判官が、釜井先生の意見書を読んで、良心と法にしたがって判断すれば、必ずオンブズマンを勝訴させてくれるものと確信しています。今後の訴訟の展開に是非ご注目ください。

仙台市源泉所得税納付 遅延訴訟の経過

仙台市民オンブズマン
弁護士 山下 将

仙台市が、令和4年6月30日に職員に支給した夏のボーナスに係る源泉所得税の納期限を誤り、延滞税及び不納付加算税（合計4948万4200円）を支払うこととなった問題について、令和5年8月3日付で、担当職員らの責任の追及を求める住民訴訟を提起しました。

本件の中心的な争点は、誤った払出命令書を承認・決裁した労務課長及び給与係長に重過失が認められるかという点です。

労務課長及び給与係長は、多忙、部下への

信頼、システム・マニュアルの不備、前例のなさ等を理由に重過失を争っていますが、疑問といわざるを得ません。

なお、誤った払出命令書を起案した担当職員については、そもそも責任要件として重過失が必要かという点が争点になっています。

労務課長、給与係長及び担当職員は、いずれも補助参加人として訴訟に参加しており、三者の言い分は概ね明らかになってきましたが、原告側の主張とは、依然平行線を辿っています。

近いうちに、三者の尋問が実施される見込みであり、尋問を通じて、誤った決裁がなさ

れるに至った具体的な経緯・原因が明らかになることでしょう。

尋問期日が決まった場合等、随時、HPで

も経過をご報告する予定ですので、ぜひ、今後の動向にご注目ください。

旧統一教会訴訟の経過と傍聴のご案内

仙台市民オンブズマン事務局次長
弁護士 千葉展浩

自由民主党・県民会議が旧統一教会の関連団体の活動に出席するための交通費等（合計金約51万円）を政務活動費から充当したことを問題視した住民訴訟について、4名の議員（庄田圭佑議員、高橋伸二議員、佐々木喜蔵議員、石川光次郎議員）の証人尋問期日が令和7年1月10日（金）及び同月17日（金）に決定しました。

この訴訟の最大の争点は、「旧統一教会の関連団体の活動に出席することが『県政』や『住民の福祉の増進』に資するのか否か」という点です。これを判断するためには、出席した団体の活動の内容や、自身の政務活動の内容を具体的に明らかにすることが必要となります。そのため、各議員がこれらの活動内容をどこまで明らかにするのが注目されます。

また、いずれの議員においても、参加し

た団体がどのような活動を行なっているのか等を事前にあまり確認していないようですので、この点の認識も改めて問題視されることになるでしょう。

証人尋問は、両日とも午前10時30分から仙台地方裁判所にて実施されます。ご都合がよろしければ、是非法廷まで傍聴にお越しください。

【証人尋問日程】

令和7年1月10日（金）

No	尋問開始時刻	所 属	議員名
1	10:30	県民会議	石川光次郎
2	10:30	県民会議	高橋 伸二
3	No2 の後	県民会議	佐々木喜蔵

令和7年1月17日（金）

No	尋問開始時刻	所 属	議員名
4	10:30	(元) 県民会議	庄田 圭佑

第31回 全国市民オンブズマン大阪大会

全 体 会

仙台市民オンブズマン代表
弁護士 宇部雄介

2024年8月31日から9月1日にかけて、「政治とカネ」と「大阪万博・IR」の問題の追及をメインテーマとして、「やめて

えな いのち蝕む 暗黒博」と題した第31回全国市民オンブズマン大阪大会が開催されました。当初は大会後に「万博会場」のバスツアーが企画されていましたが、大会直前に気象庁が発表した「南海トラフ地震臨時情報

（巨大地震注意）」を契機に、万一の場合の安全性が確保できないことが判明し、中止となりました。

また、台風のため、大阪会場での実施も中止となりました（大阪に行くつもりだったので、残念…）。そのため、完全Web開催となりましたが、二日間、「政治とカネ」の問題や大阪万博が象徴する市民不在の行政等について、熱心な議論が交わされました。

今回の全国大会の「目玉」の一つに、「政務活動費マニュアルランキング」がありました。都道府県議会・政令市議会の政務活動費マニュアルの内容を調査し、市民オンブズマン製の「使途採点基準」で採点するというものです。その報告として「政務活動費・海外視察分科会」があり、私もこれに参加しました。分科会では、議会が定めた使途マニュアルは、市民の感覚とかけ離れていることが明らかとなり、同様の問題は議員の海外視察でも見られることも報告されました。

「政治とカネ」については、上脇博之・神戸学院大学教授のお話がありました。政治資金規正法にもとづく収支報告書の閲覧は、市民の知る権利の行使であり、政治を変えることにつながることを強く認識しました。

また、今大会では、人事院勧告が採用する公務員の地域手当が、地域ごとの格差社会を生み出していること、裁判官の場合は憲法違反の問題があることも報告されました。

最後に、大会では、①IRとその前座である大阪万博が税金の無駄使いであり、カジノ依存症を蔓延させ、来場者にとっても危険であることを広く伝え、中止を求め続けること、②政治家の収支報告書を閲覧し、分析し、政治家へのカネの流れを監視すること、③政務活動費のマニュアルが市民の常識に適合するものとなるよう、議会に働きかけを行うこと、④地域手当の廃止に向けて、訴訟支援を含むあらゆる行動をとっていくこと、が宣言されました。

大会の様子や資料の一部は、全国市民オンブズマンのホームページ https://www.ombudsman.jp/taikai_category/no31 にも掲載されていますので、是非ご覧ください。

第31回 全国市民オンブズマン大阪大会

政治資金収支報告書の見方分科会

仙台市民オンブズマン事務局次長 千 葉 展 浩
弁 護 士

第31回全国市民オンブズマン大阪大会2
日目の政治資金収支報告書の見方分科会を聴

講しました。上脇博之先生（神戸学院大学法学部教授、政治資金オンブズマン代表）から「政治とカネ」に関する問題点をご講義いただき、その後に各地のオンブズマンとの意見

交換という構成でした。

政治団体（政党を含みます。）は政治資金の収支報告の作成とその提出が義務づけられています。この政治資金収支報告書は、総務省または都道府県選挙管理委員会のWEBサイトから閲覧することが可能です。

政治資金収支報告書を閲覧する際には、収入と支出に着目する必要があります。この点、寄附収入については、資金管理団体が企業・労働組合・任意団体の政治活動のための寄附（政治献金）を受領してはならないことに注意が必要です。そして、同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものは、寄付者の氏名等を記載しなければ

なりません。同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払いで、その金額の合計額が20万円を超えるものについても、支払者の氏名等を記載することが義務づけられています。他方、支出については、国会議員関係政治団体や資金管理団体の経常経費及び政治活動費のうち、一定額を超えるものについては収支報告書に記載しなければならず、領収書等も添付しなければなりません。この領収書等は、情報公開請求により入手可能です。

今回の分科会の内容は、法的規制の知識を得る場としても非常に有益でした。この機会を今後の地方議会議員の不正のチェックにも活かしていきたいと思います。

仙台市議会に対する政務活動費の 使途基準改正の申入れ

仙台市民オンブズマン事務局長
弁護士

石 上 雄 介

1 仙台市民オンブズマンは、仙台市議会における平成20年度分の政務調査費、平成23年4月から8月分の政務調査費、同年9月から平成24年3月分の政務調査費、平成24年度分の政務調査費について、その一部が「市議会議員としての市政に関する調査研究活動に資するため必要な経費」にあたらぬ違法な支出であるとして、仙台市長に対し会派ないし議員に対して不当利得返還請求をすることを求める住民訴訟を提起し、これまで4つの勝訴判決を獲得しました。

4つの判決を通じ、仙台市議会における政務活動費の支出のあり方に関する司法的判断はほぼ固まったことから、仙台市民オンブズマンでは本年1月26日に、以下の点について政務活動費の使途基準の運用を

改正するよう仙台市議会に申入れを行いました。

- ①広報広聴費については、政務活動費による支出の按分の割合は2分の1を上限とすること
- ②会派控室における人件費、事務費、資料作成費については、政務活動費による支出の按分の割合は2分の1を上限とすることを原則とすること（人件費については職員雇用費交付規則から賄われる部分以外の人件費について按分すること）
- ③政務活動費に関する帳簿書類をインターネット公開すること

2 仙台市議会では仙台市民オンブズマンの申入れを受けて、政務活動費の使途基準の運用改正を検討するため、本年6月に「政務活動費に関する検討会議」が設置され、本年7月以降約1ヵ月に1回程度の頻度で検討会議が開催されています。主に仙台市

民オンブズマンの申入れにかかる広報広聴費の按分のあり方、会派控室における経費の按分のあり方について検討が進められています。仙台市議会では他県他市の議会のモデルにもなる基準を作り上げたいと意気込んでおり、熱心に議論がなされていると聞いています。来年3月までに検討結果を

取りまとめ、来年4月以降の運用改正につなげたいとのことです。

3 仙台市民オンブズマンでは、今後も仙台市議会における議論の内容を注視し、4つの判決を踏まえた適切な運用がなされるよう働きかけを続けてまいります。

北海道・東北オンブズマン ネットワーク例会のご報告

北海道・東北市民オンブズマンネットワーク事務局長
弁護士

齋藤 耕平

令和6年12月7日（土）午前10時から北海道・東北オンブズマンネットワークの例会がZOOMを利用して開催されました。

北海道・東北オンブズマンネットワークは、札幌、弘前、岩手、山形、仙台、新潟、栃木のオンブズマンで構成されています。

今回の例会の出席者は、10名でした。例会では、各地の活動について詳細な報告が行われました。仙台からは美術館訴訟、統一教会に関連する政務活動費訴訟、源泉徴収税に

関する訴訟等について報告がありました。各地の報告を通じて、公金の支出等を含めた様々な課題に精力的に取り組んでいる地域がある一方、事実上活動が休止している地域があるという実態が明らかになりました。どの地域においても若者の参加が少なく、オンブズマンのメンバーが高齢化しているという共通の課題が浮き彫りになりました。

次の例会は、令和7年6月7日（土）、8日（日）に仙台で開催予定です。シンポジウムを企画する予定となっておりますので、皆様奮ってご参加ください。

「仙台市民オンブズマン」の活動

2024.1.1 ～ 2024.12.13

2024

1. 18 オンブズマン1月例会
2. 6 タイアップ例会
- 15 オンブズマン2月例会
3. 13 オンブズマン3月例会
4. 2 タイアップ例会
- 17 オンブズマン4月例会
5. 21 オンブズマン5月例会
6. 4 タイアップ例会
- 13 オンブズマン6月例会
7. 19 オンブズマン総会
- 29 タイアップ打合わせ

8. 6 タイアップ総会
- 21 オンブズマン8月例会
- 31～9.1 オンブズマン全国大会（オンライン）
9. 17 オンブズマン9月例会
10. 1 タイアップグループ例会
- 15 タイアップグループ支援企画打合せ
- 16 オンブズマン10月例会
- 23 仙台市民オンブズマン支援企画 vol.24
11. 19 オンブズマン会計報告作成
- 20 オンブズマン11月例会
12. 3 タイアップグループ例会
- 13 「オンブズマン」会報発行

タイアップ設立
30周年

行く秋の幸福時間



12月3日の例会で中田美智子会長から
宇部雄介代表に支援金の目録を渡しました



司会の山下将弁護士



会長あいさつ

鈴木 美奈子
さん



アンケート結果

①今日のステージは いかがでしたか？

- 1. とてもよかった 33人
- 2. よかった 16人
- 3. 普通 2人
- 4. もの足りなかった 0人
- 5. その他 0人

②今回の企画はどこで お知りになりましたか？

- 1. オンブズマン又は
タイアップの会員 26人
- 2. マスコミ 0人
- 3. チラシ 1人
- 4. 家族、知人（友人） 25人
- 5. プレイガイド 0人
- 6. インターネット 0人
- 7. その他 0人

③次回以降どんな内容の企画を 希望されますか？

- 落 語 23人
- ジャズ 14人
- ヴァイオリン 11人
- ゴスペル 10人
- 漫 才 9人
- ギター 8人
- シャンソン 8人
- ピアノ 6人
- 民族音楽 6人
- 邦 楽 4人
- 手 品 2人
- 声 楽 1人
- ダンス 1人
- 紙切り 1人
- ハワイアン 1人

■お勧めの演奏家・団体

- ・浅野祥
- ・ニュースペーパー
- ・鈴木美奈子
- ・六華亭遊花
- ・今野家世はね
- ・弦楽合奏団ゲッゲロズリステン



●本日の支援企画やオンブズマン、 及びオンブズマン・タイアップグループの活動について ご意見、ご要望がありましたら、お書きください。

- ・ピアノコンサート、異色のコンサ
ートでとても楽しかったです。どこ
かでまたお会いしたいです。落語
も素晴らしいです。楽しかったです。
- ・あいさつで今の活動を知りました。
これからも市民目線で活動願いま
します。
- ・今回の鈴木さん良かったです。落
語も良かったです。
- ・「かすがい」とても熱演で素晴らし
かった。
- ・日々のご活躍応援しています。頑
張って下さい。
- ・日頃の活動内容を目にする機会が
無い。
- ・遊花さんの「かすがい」笑いなが
ら泣かせました。鈴木さんの曲間
のトークがとても良く、はじめて聞
く曲だったが楽しく聞くことがで
きた。ステキなピアニストでした。
- ・鈴木美奈子さんのお話がとても良
かった。また聴ききれない曲をた
くさん聴けて良かったです。落語
も良かったです。
- ・鈴木美奈子さん初めてきく曲ばか
りでした。お話は大変おもしろく
興味をもちました。六華亭遊花さ
んはラジオで聞いたことがありま
した。落語は好きです。
- ・皆様の活動はとても意義のある事
だと思えます。これがあるの地
方行政が正しく行えるのだと思いま
す。是非これからもご活躍下さい
ませ。
- ・非常に大切な活動であると思い
ました。頑張ってください。
- ・今日はたくさんの方が来ていてび
っくりました。このくらい入ると
とても良いですね。
- ・ピアノと落語のとり合わせに？と
思いましたが素敵でした。
- ・ピアノは説明をていねいにしてく
れたので楽しめました。



六華亭遊花
さん



タイアップ会長あいさつ

仙台市民オンブズマン・タイアップグループ会長

中 田 美智子

仙台市民オンブズマンの活動の趣旨に賛同し、支援することとして発足したタイアップグループも30周年。オンブズマンが華々しく活躍する社会はあってはならないのですが、宮城県、仙台市の行政の在り方を正すために調査し、監査請求し、やむなく訴訟になって活動しているオンブズマンの姿がなかなか住民の目に映らないことに焦燥感を覚えています。

その活動を知らしめ、オンブズマンの活動を支援しようと始めた支援企画も会員の高齢化などの問題も抱え四苦八苦していますが、今年24回「行く秋の幸福時間」を実現しました。

来場者にオンブズマンの現在の活動を知ってもらいたいと会長あいさつの中で3件の訴訟について要点を説明することができ、少しは役に立ったかなと自負しております。

今回の企画は初出演で川崎町在住のピアニスト鈴木美奈子さんとおなじみの六華亭遊花さんのステージでした。クラシックピアノの演奏家の鈴木さんはハンガリー留学の経験から北欧の作曲家の演奏とその成り立ちについてのお話、なにより解説がとても素敵でした。音、客席の手拍子も加えたリズム、今までにない演奏会で

した。

今回の入場者には小学生とみられるお子さんも何人かおいでになり、その子たちとの掛け合いをうまく生かした遊花さんの演目「かすがい」は子ども、父親、母親、夫婦それぞれが精いっぱい暮らしている情景が目に見え、笑いながら涙するような時間でした。

皆様のご協力で130人の入場者を迎え、15万円の支援金をお渡しすることができました。ご支援に感謝申し上げます。

2025年

2月例会＆新年会のご案内

タイアップグループの2月例会は新年会も兼ねて開催します。楽しく美味しい料理を囲みながら新年を慶びあいしたいと思います。

お料理・飲み物など差し入れは大歓迎です。ぜひご参加ください。

2025年2月4日(火) 18:00～

朝市ビル4階 宮城地域自治研究所

▶タイアップ2025年例会予定(偶数月第1火曜日)

・4月例会は、4月1日(火)

・6月例会は、6月3日(火)の予定です
いずれも18:00～

会員の皆様の参加をお待ちしています

タイアップグループの 会員を増やしてください!!

タイアップ会員を増やす取り組みをおこなっています。

ご友人、ご家族、依頼者や取引先など、お知り合いに声を掛け、まず1人お誘いいただけないでしょうか。お誘い用のリーフがあります。宜しくお願いします。

会員のご紹介と会費納入のお願い

■今期の会費が未納の方、お手数でも払い込み下さい。(振込用紙同封しました)。会員拡大はタイアップ活動のエネルギーの源です。会員・賛助会員それぞれ紹介チラシもありますのでご請求下さい。

納
入
先
費

七十七銀行本店(普通) 6530010
郵便局振込 02290-6-8050
仙台市民オンブズマン・タイアップグループ

仙台市民オンブズマン タイアップグループ会則

- (1) 加入資格：仙台市民オンブズマンの活動の趣旨に賛同し、支援する意志のある個人。
- (2) 会費：年10,000円・賛助会員年3,000円
但し、協賛金については、自由に受け付け、緊急時の支援費用に充当する。
- (3) 活動内容：年2回の会報の発行。臨時の会報は必要に応じて随時発行する。
市民の為に公開講座などを開催する。
その他の事業の企画、実施。
- (4) 総会：年1回とし、オンブズマンの総会に準じて開催する。
- (5) 役員：会長 1名、副会長 若干名
会計 1名、会計監事 2名
- (6) 役員会：必要に応じて開催する。
- (7) 事務局：事務局の所在地は当面、青葉区中央4-3-28 朝市ビル4階とする。
- (8) 会計について：年会費からの支援金および協賛金からの特別拠出金については、役員会において決定の上、支出する。以上の拠出金、特別拠出金の会計処理内容については、総会の際にオンブズマン事務局より報告を受けるものとする。